

お り ほ の



教 室

国民健康保険税の納税通知書を発送します

7月12日(金)に「令和6年度国民健康保険税納税通知書」を発送します。

納付書で納める人は、納税通知書とあわせて、1年分(2期～9期)の納付書が送付されます。大切に保管し、納期内に忘れずに納めましょう！



国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)の事業に充てる財源とするため、国保加入世帯に対して課されます。

国民健康保険税の納税義務者

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が社会保険など他の医療保険に加入している場合でも、その世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合には、世帯主が納税義務者になります。

国民健康保険税の計算方法

種 別	計算の基礎	税率など		
		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40歳から64歳)
所 得 割	(総所得金額－430,000円)×税率	5.6%	2.1%	1.6%
均 等 割	加入者1人につき(年額)	26,000円	10,000円	11,000円
平 等 割	1世帯につき(年額)	21,000円	7,000円	5,000円
課税限度額	1世帯の最高限度額《1,060,000円》	650,000円	240,000円	170,000円

※国保税額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計額となります。

所得に応じた軽減

所得の低い世帯の負担を少なくするため、次の基準に該当する場合は、国保税の均等割と平等割が軽減割合に応じ減額されます。(世帯内で次の基準に該当する人全員が住民税の申告をしていないと軽減が受けられません)

軽減割合	軽 減 判 定 基 準
7割	世帯主と国保加入者(※1 特定同一世帯所属者を含む)の※2 総所得金額等が430,000円+100,000円×(※3 給与所得者等の数－1)以下
5割	世帯主と国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の総所得金額等が430,000円+(295,000円×国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の人数)+100,000円×(給与所得者等の数－1)以下
2割	世帯主と国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の総所得金額等が430,000円+(545,000円×国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の人数)+100,000円×(給与所得者等の数－1)以下

※1 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療保険に移行した人で国保に加入していた時と同じ世帯に属している人

※2 総 所 得 金 額 等：65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円を控除した総所得金額等
専従者控除・専従者給与がある場合は、適用せずに算定した総所得金額等
土地などの譲渡所得などがある場合は、特別控除前の総所得金額等

※3 給 与 所 得 者 等 の 数：一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(65歳未満は60万円超、65歳以上は110万円超)を受ける人

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372

国民健康保険税の納付方法

特別徴収(年金からの天引き)

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
1期	2期	3期	4期	5期	6期

仮徴収：令和6年2月に年金から天引きされた額と同額を仮に年金から天引きします。

本徴収：確定した新年度の年税額から仮徴収分を差し引き、3回に分けた額を年金から天引きします。

【特別徴収の対象者】

次の要件を全て満たす人は、原則として国保税が年金からの天引きとなります。

- ・世帯主を含む国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ・特別徴収対象の年金受給額が年額18万円以上
- ・介護保険料が特別徴収となっている
- ・世帯主の納付する国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下

普通徴収(納付書での納付または口座振替)

暫 定 賦 課			本 算 定 賦 課								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期	—	—	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	—

暫 定 賦 課：新年度の年税額が確定するまで、前年度の年税額を基に計算されます。

本算定賦課：確定した新年度の年税額から暫定賦課分を差し引き、8回に分けた額を納めます。

【納税は口座振替が便利です】

口座振替を利用すると、納期月の25日(土、日、祝日の場合は指定金融機関の翌営業日)に、指定口座からの自動引き落としにより納税されます。

また、年度の前半に特別徴収の要件に該当しなくなった人は、年度の後半から普通徴収になります。

年度途中の国民健康保険加入・喪失の手続きについて

国保資格の加入・喪失があった場合は、異動があった日から14日以内に町に届け出をしてください。

異動があった場合の年税額は、その年度内の国保加入月数に応じて、月割で計算されます。

この場合の各納期の税額は、「月割計算した年税額」を「国保資格異動の届け出があった翌月以降の納期の数」で割った額となります。

国保税は、加入した時は加入した月から、喪失した時は喪失した月の前月までかかります

※変更後の金額は、届け出した翌月に再計算してお知らせします。

※国保税は年9回の納期のため、納期の月がその月分の保険税という考え方ではありません。

「国保に加入している月」と「国保税の納期の月」とは必ずしも一致しませんので注意してください。

年度途中で後期高齢者医療保険に移行する場合

75歳到達などにより年度途中で後期高齢者医療保険に移行する人がいる場合は、あらかじめ、75歳の誕生日の月以降は国保資格を喪失するものとして税額を計算するため、他の資格異動がない限り、期別税額が変更となることはありません。

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

固定資産税……………2期分

国民健康保険税……………2期分

後期高齢者医療保険料…1期分

介護保険料……………1期分

納付期限

7月31日(水)

口座振替日

7月25日(木)